

大田市介護保険住宅改修 Q&A

No	項目	質問	回答
1	共通	住宅改修の際、不要となった便器・扉等の撤去費用及び処分費用は給付対象になるか。	付帯工事として支給対象になります。
2		車椅子利用者が生活するために、居室や廊下が狭いので広げる工事は支給対象になるか。	介護保険住宅改修では、部屋や廊下等の生活空間を広げる拡張工事は支給対象になりません。 支給対象となるのは、「手すりの取付け」「段差の解消」「滑りの防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更」「引き戸等への扉の取替え」「洋式便器等への便器の取替え」「その他上記の住宅改修に付帯して必要な住宅改修」のみであり、天井や壁等は支給対象になりません。 支給対象にならない工事の例として、押入れを解体して部屋を広げる工事や、男子トイレと女子トイレを仕切っている壁を解体して広くする工事などが挙げられます。
3		道路までの道に手すりを付けたいが、住所地ではなかった場合、住宅改修の支給対象になるか。	住所地とは異なる番地の土地への住宅改修は、支給対象になりません。 介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地のみが支給対象になります。
4		賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象になるか。	支給対象になりません。
5		賃貸アパートの共用部分については、住宅改修の支給対象になるか。	洗面所やトイレが共同となっている場合等、高齢者の通常の生活領域と認められる場合に、共用部分について改修が必要であると判断されます。 所有者の承諾を得た上で、支給対象になります。
6		同居の親族が大工を個人事業主として営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給対象になるか。	同居の親族が改修を行った場合は、材料費のみが支給対象になり、工賃は支給対象になりません。
7		父が入院中だが、退院後すぐに家で生活するために住宅改修が必要になる。退院前に住宅改修をすることは可能か。	退院日に合わせて住宅改修を事前に申請し、住宅改修をおこなうことは可能です。 ただし、退院されたことを確認してからの支給になります。
8		家族に2人要介護認定を受けている者がいる場合、2人合わせて40万円の住宅改修を行うことは可能か。	家全体のリフォームを2人の費用で按分して申請を行うことはできません。 ただし、それぞれの被保険者に応じた改修を行い、同一住宅について合計40万円の改修を行うことは可能です。 その場合、住宅改修の範囲が重複しないように申請していただく必要があります。
9		新築の工事が終わってすぐに介護保険の住宅改修を実施したいが、支給対象になるか。	住宅の新築は住宅改修とは認められません。 ただし、新築住宅の竣工日以降に住宅改修が必要になり、別工事として行われる場合は支給対象となります。 その際、新築完了の日付（改修前の写真）、状況を確認できることが必要です。

大田市介護保険住宅改修 Q&A

No	項目	質問	回答
10		昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象になるか。	昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は、住宅改修の支給対象になりません。 なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式の場合は、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象になります。
11		住宅改修等の償還払いにおいて、着工時点では存命だったが、住宅改修完了前（又は事後申請前）に要介護者本人が死亡した場合、保険給付を受けることは可能か。	死亡時に完成している部分のみが、介護保険の支給対象として申請できます。（本人死亡時までの工事完了部分の経費が対象になります。工事の進捗及び工事費が積算できる場合のみ） 入院中及び施設入所中の死亡は支給対象になりません。
12		月に数回施設から帰宅する方の住宅の改修は、介護保険の住宅改修として算定できるか。	施設入所者の生活拠点は施設にあるので、外泊時であっても在宅サービスは算定できないことになっており、住宅改修についても同様に算定はできません。
13		要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、生活の本拠である住所地（住民票に記載されている住所）のみが支給対象になります。
14		浴室の改修について、ユニットバスで対応する場合は支給対象になるか。	見積書に一式として掲載される場合は支給対象になりません。 例えば、部材ごとに明細があり、介護保険の対象となる部分が明確に区分されている場合のみ、支給対象になります。（労務費も含む） 支給対象にならない部分と支給対象になる部分が一体化している場合については、按分等で支給対象になる部分のみの金額を算出していただく必要があります。
15		装飾するための費用は、支給対象になるか。	装飾費は、支給対象になりません。 塗装費についても、装飾を目的として算定している場合は、支給対象になりません。
16		宗教施設における住宅改修は支給対象になるか。	支給対象になりません。 ただし、庫裏等の日常的に一般生活を行う場所の改修は支給対象になる場合があります。 所有者について登記されている場合は登記上の所有者で、また、本山や檀家等の所有であれば、それらの代表者における承諾書を添付する必要があります。
17	手すりの取付け	介護保険施行前に設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを取りかえる場合は支給対象になるか。	単に老朽化したとの理由であれば支給対象になりません。
18		住宅改修における手すりの取付けには、ねじで止めることが必要とあるが、固定剤による取付けは住宅改修にあたるか。	支給対象になります。
19		玄関ポーチにスロープや手すりを設置する工事は、住宅改修の支給対象になるか。	玄関ポーチ（玄関から道路までの間）は玄関とみなされるので、住所地と同一地番であれば、屋外でも支給の対象になります。 また、居室から屋外に出るため、縁側にスロープを設置する工事は「床段差の解消」として支給対象になります。

大田市介護保険住宅改修 Q&A

No	項目	質問	回答
20		手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象になるか。	支給対象になります。 高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状態に応じた形状として、正当な理由が認められる場合は支給対象となります。
21		玄関の上り降りの際、ふらつきがあるため手すりを下駄箱に取り付ける場合は対象になるか。	下駄箱等の備品は「住宅」ではないため、住宅改修の支給対象になりません。 ただし、下駄箱が住宅に固定されている等、住宅と一体となっていることが写真等で確認できる場合は、支給対象になります。
22		本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりの位置の移動が必要となった場合は、住宅改修の支給対象になるか。	工賃のみ支給対象になります。
23		トイレトーパーのホルダーと一体化している手すりは給付対象になるか。	介護保険住宅改修では、「手すりの取付け」が支給対象になるため、手すり部分のみ支給対象になります。
24	段差解消	玄関から道路までの段差解消または手すりの取付けは、住宅改修の支給対象になるか。	支給対象になります。 ただし、車が通れるように整備する工事は支給対象になりません。 なお、道路との境界がわかりにくい場合、住所地であることが明らかな部分のみが支給対象になります。（住所地までが支給対象です）
25		上がりかまちの段差の緩和のため、式台を設置したり、上がりかまちの段差を2段にしたりする工事は支給対象になるか。	式台については、持ち運びが容易なものは支給対象になりません。 ただし、ボルト等で固定し、容易に持ち運びできないことが確認できた場合は、支給対象となります。 また、上がりかまちを2段にする工事は、段差の解消として住宅改修の支給対象になります。
26		居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象になるか。 また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象になるか。	玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象になります。（住所地までが支給対象です）
27		段差を解消するため浴室用のすのこを製作し、設置する場合は支給対象になるか。	住宅改修の支給対象になりません。 ただし、浴室内のすのこは特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、福祉用具購入の支給対象になります。
28		玄関の段差解消を行うため、スロープを設置する際にもともとある床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても段差解消に必要な費用として住宅改修費の対象になるか。	スロープの設置工事に付帯するものと考えられるため、支給対象となります。

大田市介護保険住宅改修 Q&A

No	項目	質問	回答
29	滑りの防止・移動の円滑化等のための床、または通路面の材料の変更	通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象になるか。	いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象になります。
30		浴室の床が長年使用しているため、老朽化している場合の取り換え工事は支給対象になるか。 また、マットを置くことで滑りの防止と衝撃吸収を考えているが、支給対象になるか。	老朽化や物理的、科学的な磨耗、消耗を理由とするものは支給対象になりません。 マットを浴室内に置くだけであれば、住宅改修の支給対象になりません。 また、福祉用具の購入の対象としても扱っていません。
31		通路面の材料の変更としては、どのような材料が考えられるか。 また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象になるか。	例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。 路盤の整備は付帯工事として支給対象になります。
32	引き戸等への扉の取替え	扉そのものは取替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象になるか。	扉そのものを取替えない場合であっても、身体の状態により必要と認められた場合には、扉の取替えとして住宅改修の支給対象になります。 具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合やドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられます。
33		門扉の取替えは、住宅改修の支給対象になるか。	身体的な改善のための理由であれば、引き戸等への扉の取替えとして支給対象になります。
34		既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取替える場合は住宅改修の支給対象になるか。	既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象になります。 ただし、既存の引き戸が古くなったということを経由とする工事は、支給対象になりません。
35		住宅改修の際、不要となった扉・便器等の撤去費用及び処分費用は支給対象になるか。	これらの費用は「引き戸等への扉の取替え」又は「洋式便器等への便器の取替え」の工事を行う際に、付帯する行為であると考えられることから、支給対象になります。
36		車椅子利用者が浴室の扉を1人で閉められないため、扉の幅を広げ、位置をずらすことは住宅改修費の支給対象になるか。	「引き戸等への扉の取替え」として、本人の身体状況に基づいた理由による住宅改修であれば、支給対象になります。
37		洋式便器等への便器の取替え	現在ある和式便器を改修するのではなく、別の場所に新しく洋式便器を設置する工事は、住宅改修の支給対象になるか。
38	既存の洋式便器の便座から暖房便座、洗浄機能、ウォシュレット機能等が付加された便座に取替える場合、住宅改修の支給対象になるか。		介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです。 暖房便座、洗浄機能、ウォシュレット機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取替える場合は住宅改修の支給対象になりません。
39	既存の洋式便器が、座高が低くかさ上げ工事をする場合、洋式から洋式への変更は住宅改修になるか。		住宅改修の理由について、被保険者の身体状況に見合った改修であれば支給されますが、老朽化による改修であれば支給対象になりません。 また、洋式便器のかさ上げについては福祉用具購入品に補高便座があるので、はじめにそちらを検討していただく必要があります。

大田市介護保険住宅改修 Q&A

No	項目	質問	回答
40		和式便器からウォシュレットのついた洋式便器に交換する場合、ウォシュレットの部分は対象額に含まれるか。	洗浄機能付便座で一体型であれば、支給対象として差し支えありません。
41		屋外にあるトイレ（和式）を利用しているが、立ち上がりが困難であるために洋式トイレに改修する場合、屋外工事は支給対象になるか。	屋外トイレを通常利用していれば、支給対象になります。
42		障害に適應するように、現在使用している洋式トイレの向きを変える場合、工事費用は支給対象になるか。	現在の状態と利用者の身体の状態を鑑みた上で、正当な理由が認められれば「洋式便器等への取替え」として支給対象になります。
43		複数の場所にトイレがある場合、何か所が改修可能か。	本人の生活動線を確認して、最も使用する便器の1か所のみが支給対象になります。
44		トイレを和式から洋式に改修するにあたり、仮設トイレを設置した場合、仮設トイレ設置にかかる請求は住宅改修費の支給対象になるか。	支給対象になりません。
45	支給申請関係	領収証書は、写しでも良いか。	事後申請時に、その場で領収証書の原本を提示してもらうことにより確認します。 介護保険課でコピーをした後、領収証書原本はその場でお返しします。
46		領収証の宛名は本人でないといけないのか。	本人のための住宅改修なので、原則本人の名前が記載されていることを想定しています。 家族の名前になっている場合は、但し書きで本人のための工事であることを明記してください。
47		住宅改修前の写真を撮影していなかった場合、保険給付の対象になるか。	支給対象になりません。
48		所有者が死亡している家屋の住宅改修承諾書は、どのように準備すれば良いか。	所有者が死亡されている場合は、固定資産税の納税義務者を所有者とみなして、承諾書を作成してください。
49		家族名義の賃貸アパートを住宅改修する場合、住宅改修承諾書はどの様式で誰に書いてもらえば良いか。	住宅改修承諾書「様式・住6-3」へ賃借人、賃貸人に記載していただき提出してください。
50		事前相談を終了し、住宅改修支給申請書を提出するまでの間に追加の工事が必要となった場合は、再度事前相談を行い、別々に住宅改修費支給申請書を提出するのか。	追加工事が必要となった場合、事前相談は必要ですが、支給申請はまとめて行って頂いて、差しつかえありません。
51		改修工事を頼む事業者は、指定を受けた事業者でないといけないのか。	介護保険の制度上、そうした事業者の指定は行っていませんので、特段の制限なく事業者を選んでいただけます。
52		住宅改修の利用限度額は、「一人あたり20万円」とされているので、合計金額が20万円になるまでは何度も申請することが可能か。	合計金額が20万円になるまでは、何度でも申請することができます。 また、「介護の必要の程度」が3段階以上あがった場合や転居した場合は、再度、20万円を上限とした申請が可能になります。

大田市介護保険住宅改修 Q&A

No	項目	質問	回答
53		住宅改修費の設計及び積算（見積り）の費用の扱いは、どのようになるのか。	住宅改修を前提として行われた設計及び積算（見積り）の費用については、住宅改修費用として取り扱いますが、住宅改修を伴わない設計及び積算（見積り）のみの費用については住宅改修の支給対象になりません。
54		申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことだが、日付機能のない写真機の場合はどうすれば良いか。	工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込む等の取扱いをしていただく必要があります。
55		踏み台の写真は、全体が写っていれば良いか。	踏み台等設置する必要があるものについては、固定されている箇所を確認する必要があるため、固定箇所の確認ができない場合は、全体が写っている写真とは別に固定箇所の写真も添付してください。
56		改修後の写真は、見切れていても良いか。	改修後に提出していただく写真は、改修されたことを確認するためでもありますので、改修部分全体が写るように撮影してください。 全体を写すことが難しい場合であれば、その旨を市へ連絡したうえで、分割して撮影してください。
57		改修箇所の写真とは、どのような写真か。	住宅改修では、手すりの取り付け、段差の解消、便器の変更など項目ごとに写真が必要になります。 また、通路の両側に手すりを取り付ける等、同じ項目で複数か所を改修するのであれば、すべての場所を撮影する必要があります。